

— 子どもは、小城市のたから —

# 小城市 子ども・子育て支援事業計画

概 要 版



平成 27 年 3 月

小 城 市



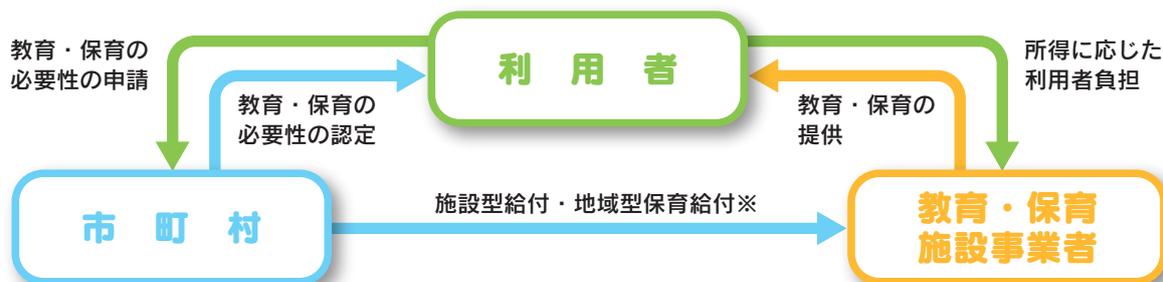
# 1 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」が公布されました。これに基づき、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める制度が平成27年4月から始まります。国の制度の概要は以下のとおりです。

## 新制度のポイント

### (1) 幼稚園や保育所へ個別に行われていた公的な給付制度が一本化されます。

種類	対象事業
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
児童手当	(従来どおり)



※公費を確実に教育・保育に要する費用にあてるため、利用者への直接的な給付ではなく、市町村から施設等へ支払う仕組みとなっています。

### (2) 保護者の方には、施設などの利用のための認定を受けていただきます。

保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、市が認定を行います。この認定区分に応じて、施設（幼稚園・保育所など）の利用先が決まっていきます。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

### (3) 地域の子育て支援を充実させます。

市町村は、地域の実情に応じて以下の事業を実施することとされています。

①利用者支援事業【新】	⑧一時預かり事業
②地域子育て支援拠点事業	⑨延長保育事業
③妊婦健康診査	⑩病児保育事業
④乳児家庭全戸訪問事業	⑪放課後児童クラブ
⑤養育支援訪問事業	⑫実費徴収に係る補足給付等【新】
⑥子育て短期支援事業	⑬多様な主体の参入促進【新】
⑦ファミリー・サポート・センター事業	

※【新】は新制度からの新しい事業です。

## 2 小城市の計画策定について

計画は、子ども・子育て関連3法を根拠法令とし、市の総合計画や関連施策と整合性を持つものです。市民へのアンケート調査の結果を踏まえ、「小城市子ども・子育て会議」での協議を行いました。

### 計画の位置づけ

計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するもので、市の他の計画と整合性をもって策定されました。



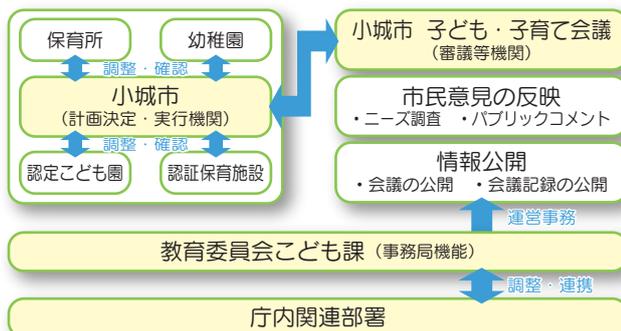
### 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。



### 計画の策定体制

子ども・子育て支援法第77条に定められている「小城市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



### 基本理念

本計画では、「小城市幼児教育振興計画」で掲げられた「子どもは、小城市のたから」という考え方を副題とし、これまでの「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」における基本理念を引き継ぎます。

#### 基本理念

子どもとともに育ち、育てあうまち 小城市

#### 計画の基本とする考え方

子どもは、小城市のたから



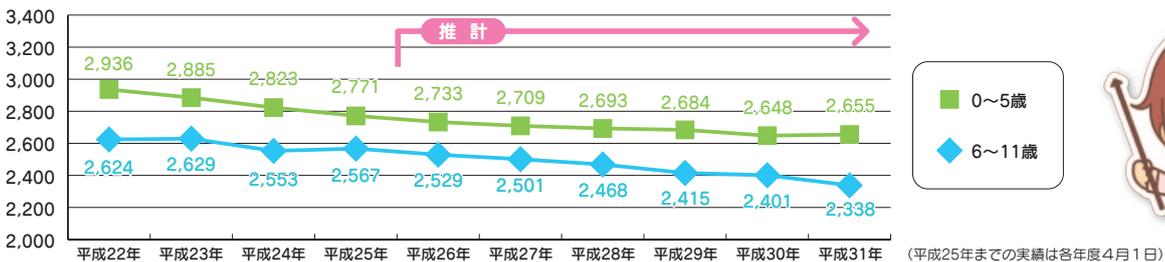
## — 子どもは、小城市のたから —

### 3 子ども・子育てを取り巻く環境と課題

計画の策定にあたっては、市の子ども・子育てを取り巻く環境や、現在行われている事業の状況を再確認するとともに、保護者の意見や各種事業の潜在的なニーズ量を把握するためのニーズ調査を行いました。

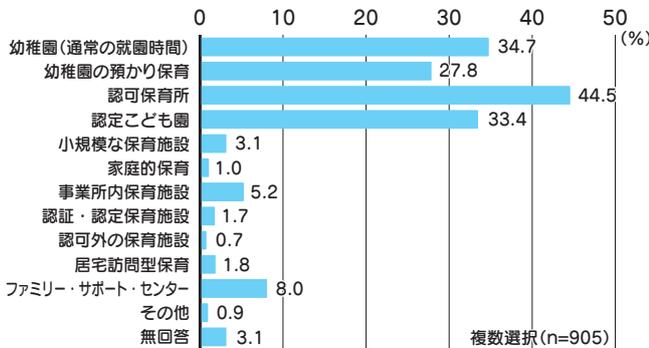
#### 将来の子どもの人数

児童人口は平成23年度以降減少を続けてきましたが、本計画の年度中にかけても0歳～5歳（未就学児）及び6歳～11歳（小学生）ともに減少していくと予想されます。



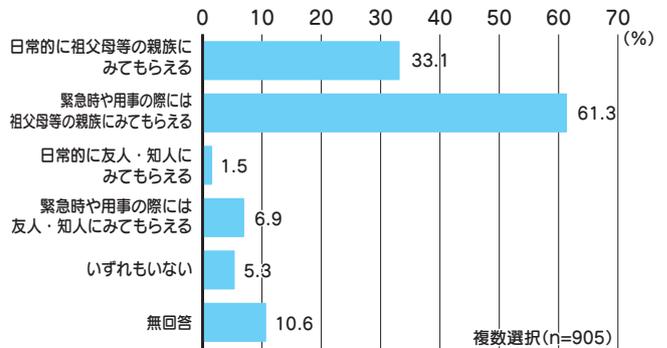
#### 今後利用したい教育・保育事業

「認可保育所」が44.5%で最も多く、次いで、「幼稚園」が34.7%、「認定こども園」が33.4%、「幼稚園の預かり保育」が27.8%でした。



#### 日常的に子どもをみてる親族・知人の有無

「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.3%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が33.1%でした。



#### 小城市の子ども・子育て支援の課題

高齢化・核家族化の進行への対応	現在、祖父母等親族に子どもをみてもらえる家庭は多いが、今後は高齢化と核家族化の進行により、ますます地域社会及び教育・保育サービスの果たす役割は大きくなっていく。
女性が活躍できる社会へ向けた支援	出産・育児期の年齢層でも仕事を続けるケースが多く、女性が活躍できる社会へ向けて母親の就労を助け、男女を問わず仕事と子育ての両立を支援する方策が重要である。
子育てに関する不安感・負担感の軽減	調査では、子育てに関する不安感や負担感が認められた。不安や負担を感じることなく楽しく子育てのできる支援の充実が重要である。
保護者や地域による子育て支援機会の創出	ファミリー・サポート・センターの協力会員への登録意向や、子育てサービスなどの自主的な活動への参加意向も高い。保護者の社会的活動への参加意欲を活かすサポートが重要である。
多様化する保護者ニーズへの対応	幼児期の教育を希望する層が多く、「幼児教育」と「子育て支援」両方のニーズに応えるよう、これまでの「小城市幼児教育振興計画」の方針と実践を継承し、幼児の健全な育成を目指すことが重要である。

## 4 次世代育成支援に関する施策

計画では、次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、小城市においてこれまで取り組んできた「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」を継承します。事業の概要（施策項目）は以下のとおりです。

### 1 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
  - ①多様な保育サービスの展開 ②子どもの養育に関する情報の提供及び助言 ③子育て支援ネットワーク
- (2) 子どもの健全育成
- (3) 経済的支援の充実

### 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- (1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保
- (2) 子どもの健やかな成長と育児不安の軽減
  - ①母子保健の推進 ②地域子育て環境づくり
- (3) 食育の推進
- (4) 思春期の保健対策と健康教室の推進
- (5) 小児医療の環境整備等
- (6) 不妊に関する取り組み



### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代を担う親の育成
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
  - ①家庭教育への支援の充実 ②地域の教育力の向上
- (3) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備
  - ①確かな学力の向上 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成 ④信頼される学校づくり
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 4 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 良質な居住環境の確保
- (3) 安全な道路交通環境の整備
- (4) 安心して外出できる環境の整備
- (5) 安全・安心なまちづくりの推進等

### 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の推進

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

### 6 子ども等の安全の確保

- (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

### 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- (1) ひとり親家庭等の自立支援の促進
- (2) 障がいのある子どもへの支援
- (3) 児童虐待等対策の充実



## 5 教育・保育提供区域の設定

各事業の提供区域は基本的に市内全域を1区域と設定し、「放課後児童クラブ」は事業の基本となっている施設の配置を踏まえ、小学校区と同じ8区域でサービスを提供します。

事業	提供区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼児期の学校教育・保育の提供</li> <li>●地域子ども・子育て支援事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者支援事業 / ②地域子育て支援拠点事業 / ③妊婦健康診査</li> <li>④乳児家庭全戸訪問事業 / ⑤養育支援訪問事業 / ⑥子育て短期支援事業</li> <li>⑦ファミリー・サポート・センター事業 / ⑧一時預かり事業 / ⑨延長保育事業</li> <li>⑩病児保育事業</li> </ul> </li> </ul>	1区域 (市内全域)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域子ども・子育て支援事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①放課後児童クラブ</li> </ul> </li> </ul>	8区域 (小学校区)

※「⑩実費徴収に係る補足給付等」「⑨多様な主体の参入促進」は区域設定を行わない事業です。



## 6 幼児期の学校教育・保育の提供

子どもの認定区分ごとに、各年度に教育・保育の利用希望が発生すると想定される数（市外からの利用含む）を算定し（量の見込み）、教育・保育施設（市外含む）による供給予定数（確保方策）を定めています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定 (3-5歳・教育のみ)	量の見込み (A)	142人	142人	139人	140人	136人
	確保方策 (B)	398人	398人	398人	398人	398人
	過不足 (B-A)	256人	256人	259人	258人	262人
2号認定 (3-5歳・教育希望/ 保育必要)	量の見込み (A)	1,107人	1,107人	1,081人	1,093人	1,064人
	確保方策 (B)	1,056人	1,072人	1,076人	1,071人	1,074人
	過不足 (B-A)	△51人	△35人	△5人	△22人	10人
	2号認定のうち「教育希望」は幼稚園や認定こども園の利用となり、不足に見える分は1号認定の確保方策で受け入れることから、実質上の不足は生じません。					
3号認定 (0歳・保育必要)	量の見込み (A)	167人	163人	159人	155人	151人
	確保方策 (B)	142人	144人	146人	147人	151人
	過不足 (B-A)	△25人	△19人	△13人	△8人	0人
3号認定 (1-2歳・保育必要)	量の見込み (A)	481人	466人	458人	448人	437人
	確保方策 (B)	426人	431人	433人	438人	443人
	過不足 (B-A)	△55人	△35人	△25人	△10人	6人

## 7 地域子ども・子育て支援事業

新制度の枠組みに沿い、様々な子ども・子育て支援を行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者支援事業	実施予定か所数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	各種事業の利用に必要な情報の提供、助言。平成28年度から市役所窓口1か所での実施を検討。					
②地域子育て支援拠点事業	量の見込み	8,420人日	8,420人日	8,420人日	8,420人日	8,420人日
	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供。3か所での実施を継続し需要の全数を確保。					
③妊婦健康診査	量の見込み	393人	386人	376人	366人	356人
	確保方策	393人	386人	376人	366人	356人
	妊婦が定期的に行う健診費用を助成。佐賀、福岡、長崎県の医師会加入医療機関で受診。					
④乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	393人	386人	376人	366人	356人
	確保方策	393人	386人	376人	366人	356人
	乳児のいる家庭を保健師及び母子保健推進員が訪問。情報提供、養育環境を把握し、相談・助言。					
⑤養育支援訪問事業	量の見込み	184人	181人	178人	175人	172人
	確保方策	184人	181人	178人	175人	172人
	支援が必要な家庭を保健師及び家庭相談員等専門員が訪問し、保護者の養育能力向上を支援。					
⑥子育て短期支援事業	量の見込み	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
	確保方策	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
	養育困難時の、宿泊を伴う養育・保護。市外4か所の施設での実施を継続。					
⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）	量の見込み（低学年）	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
	確保方策（低学年）	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
	量の見込み（高学年）	69人日	68人日	68人日	68人日	69人日
	確保方策（高学年）	0人日	0人日	20人日	35人日	69人日
	援助を受けたい人・提供したい人両者の連絡・調整。高学年は平成29年度開始を検討。					
⑧一時預かり事業（幼稚園）	量の見込み（1号認定）	17,131人日	17,131人日	16,742人日	16,917人日	16,474人日
	確保方策（幼稚園）	17,131人日	17,131人日	16,742人日	16,917人日	16,474人日
	量の見込み（幼稚園以外）	1,500人日	1,500人日	1,500人日	1,500人日	1,500人日
	確保方策（ファミリー・サポート・センター）	1,500人日	1,500人日	1,500人日	1,500人日	1,500人日
	保育が一時的に困難な時の預かり。幼稚園以外はファミリー・サポート・センターを活用し対応。					
⑨延長保育事業	量の見込み	470人	470人	470人	470人	470人
	確保の方策	470人	470人	470人	470人	470人
	保育所利用者の通常の保育時間以上の保育。現状の体制での実施を継続。					
⑩病児保育事業	量の見込み	158人日	158人日	158人日	158人日	158人日
	確保方策（病児保育事業）	93人日	93人日	93人日	93人日	93人日
	確保の方策（ファミリー・サポート・センター）	65人日	65人日	65人日	65人日	65人日
	病気や回復期の子どもを一時的に預かる。病児保育事業は市外小児科併設の施設で実施。軽い病気や回復期等はファミリー・サポート・センターでの対応を実施。					
⑪放課後児童クラブ（全市合計）	量の見込み（低学年）	498人	502人	498人	483人	478人
	量の見込み（高学年）	0人	94人	94人	143人	170人
	確保の方策（低学年）	507人	507人	507人	507人	507人
	確保の方策（高学年）	0人	153人	153人	178人	183人
	実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	共働き家庭等の放課後の児童に遊びや生活の場を提供。順次、高学年の対応を検討。					

〔⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業〕：財源の確保等を踏まえて制度設計を行う。

〔⑬多様な主体の参入促進〕：市内への民間事業者の新規参入は事業継続の観点などから難しい面もあるが、特定地域型保育事業につき検討していく。一方、公立保育園、公立幼稚園の民営化については、今後も慎重に検討を進めていく必要がある。

平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援新制度が始まります。このたび小城市では、この新制度を活用する新しい計画を策定しました。

計画は、これまで子どもたちが健やかで力強く生きていけるまちづくりを推進してきた「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」の理念を引き継ぎ、副題として市の幼児教育振興に関わる基本的な考え方「子どもは、小城市のたから」を掲げています。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えるためには、家庭、学校、地域を始めとする社会全体での取り組みが必要です。市民のみなさんもぜひ、市の進める子ども・子育て支援事業にご理解とご協力をお願いします。

計画の詳細は市のホームページでご覧いただけます。

## 小城市 子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日：平成27年3月

発行：小城市

ホームページ [www.city.ogi.lg.jp](http://www.city.ogi.lg.jp)

編集：小城市 こども課

問合せ先：小城市 社会福祉課(TEL 0952-37-6107)

小城市三日月町長神田2312 番地2

※問合せ先は、本計画が平成27年4月からスタートすることを踏まえ新しい担当部署の名称を記載しています。